

第5次登米市行財政改革大綱

未来につなげる行財政改革 ～変革への挑戦～

令和8年2月

登米市

目次

第1	第5次登米市行財政改革大綱について	1
第2	第5次登米市行財政改革大綱の位置づけと計画期間	1
1	位置づけ	1
2	計画期間	1
第3	これまでの行財政改革の取組	2
1	第1次行財政改革（計画期間：平成18年度～平成22年度）	2
2	第2次行財政改革（計画期間：平成23年度～平成27年度）	2
3	第3次行財政改革（計画期間：平成28年度～令和2年度）	2
4	第4次行財政改革（計画期間：令和3年度～令和7年度）	2
第4	第4次登米市行財政改革の検証と課題	3
(1)	持続可能な財政運営の推進	3
(2)	行政運営の効率化	4
(3)	協働、連携による取組の推進	5
第5	本市を取り巻く状況	6
(1)	人口減少及び少子高齢化の進行	6
(2)	人口と市税等の状況	7
(3)	基金及び地方債残高の状況	8
(4)	デジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化	9
(5)	公共施設等の状況	10
(6)	脱炭素社会の実現	11
第6	第5次登米市行財政改革大綱の基本理念・基本方針・重点項目	12
1	基本理念	12
2	基本方針	12
(1)	持続可能な財政運営の推進	12
(2)	効果的かつ効率的な行政運営の推進	12
(3)	協働、連携による取組の推進	12
3	重点項目	13
第7	第5次登米市行財政改革大綱の進め方	19
1	推進体制と進捗管理	19
(1)	推進体制	19
(2)	進捗管理	19
2	体系図	20

第1 第5次登米市行財政改革大綱について

本市の総合的なまちづくりの指針である「登米市総合計画」が掲げる「協働による登米市の持続的な発展」の実現のためには、財政基盤の強化や効率的で効果的な行財政運営が必要であり、平成17年度以降、4次にわたり登米市行財政改革大綱を策定し、市民と行政との協働による取組をはじめ、適正な定員管理の推進や自主財源の確保対策など、効率的な行政運営に努めてきました。

こうした中、全国的な人口減少・少子高齢化の一層の進行や社会経済情勢の著しい変化などにより、本市においても引き続き多くの財政需要が見込まれるとともに、市民ニーズは、より一層多様化・高度化しており、多くの市民の満足度向上を図るためには、安定的かつ持続的に公共サービスを提供していく必要があります。

また、持続可能なまちづくりに向けた新たな課題への取組も進めており、事業の評価・検証に基づく施策の選択と集中により業務の更なる効率化を図ることで、行政サービスの向上に取り組む必要があります。

このため、本市の行財政改革の指針となる、第5次登米市行財政改革大綱を策定するものです。

第2 第5次登米市行財政改革大綱の位置づけと計画期間

1 位置づけ

本市の最上位計画である「登米市総合計画」を実現するためには、政策の実現を支える財政基盤や効率的で効果的な行財政運営が必要であり、そのための計画として位置づけます。

2 計画期間

登米市総合計画の基本計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年を計画期間とします。

種別	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
総合計画	第二次	基本構想（第三次総合計画：10年間）									
	基本計画	基本計画					基本計画（見直し）				
行財政改革大綱	第4次	★第5次行財政改革大綱									

第3 これまでの行財政改革の取組

本市では、これまで4次にわたり行財政改革大綱を策定し、大きく変化する社会経済情勢に対応しつつ、継続的な行政サービスの提供・向上を図るため行財政改革の取組を進めてきました。

1 第1次行財政改革(計画期間:平成18年度～平成22年度)

行財政改革は、行政運営における単なる縮減や削減を行うのではなく、行政の役割や在り方、行政組織、行政サービスの提供方法など行政運営全体の見直しを行っていくという考えの下、「市民満足度の向上」という行政の使命を踏まえ、「成果重視」と「市民と行政の協働」という2つの視点から取組を行ってきました。

また、行財政改革大綱に掲げた推進項目を着実に推進するため、集中改革プランを策定して取り組んできました。

2 第2次行財政改革(計画期間:平成23年度～平成27年度)

市民と行政はパートナーであるという意識の醸成を図り、市民や市民活動団体、コミュニティ組織などがそれぞれの役割を担って、積極的に行政運営に参加できる仕組みづくりの推進が必要なことから、「市民参画と連携、協働による改革」を基本方針に掲げ、「市民とのパートナーシップの確立」「行政機能の効率化と職員の意識改革」「持続可能な財政基盤の確立」の3つを改革の柱として、行財政改革に取り組んできました。

3 第3次行財政改革(計画期間:平成28年度～令和2年度)

地域資源を活かした個性的で魅力的なまちづくりを推進していくためには、財政の健全性を維持しつつ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら連携と協力を進めていく協働体制の確立が重要であるため、「協働による持続可能な行財政運営の構築」を基本理念として掲げ、「協働によるまちづくりの推進」「持続可能な財政運営の推進」「効率的な行政運営の推進」の3つを基本方針として、行財政改革に取り組んできました。

4 第4次行財政改革(計画期間:令和3年度～令和7年度)

人口減少や高齢化社会の進行に加え、令和2年度をもって普通交付税の特例加算措置が終了し、一本算定となるなど、一般財源の減額が見込まれました。

このような急激な変化の中で、本市が持続的に発展していくためには、適正な財政規模へ移行していく必要があるため、「適正な財政規模への移行による持続可能な行財政運営の推進」を基本理念として掲げ、「持続可能な財政運営の推進」「行政運営の効率化」「協働、連携による取組の推進」を基本方針として、行財政改革に取り組んできました。

≪第1次から第4次行財政改革効果額≫

計画期間	効果額		
	目標	実績	達成率
第1次行財政改革（H18～H22）	4,184,630千円	3,227,927千円	77.1%
第2次行財政改革（H23～H27）	4,087,858千円	5,205,401千円	127.3%
第3次行財政改革（H28～R2）	4,027,484千円	4,543,441千円	112.8%
第4次行財政改革（R3～R7）	5,998,689千円	6,193,752千円	103.2%
計	18,298,661千円	19,170,521千円	104.7%

※ 第4次行財政改革の実績及び達成率は、令和3年度から令和6年度までの4年間の数値

第4 第4次登米市行財政改革の検証と課題

(1) 持続可能な財政運営の推進

① 財政健全化の推進

本市の財政状況は、普通交付税の減額などの影響により、歳入の減が見込まれたことから、「財政健全化中期行動計画（令和元年度～令和5年度）」に取り組むとともに、長期財政計画を更新し「持続可能な財政基盤の確立」、「次世代に大きな負担を残さない健全な財政運営」への移行に向けた取組を推進し、適正な財政規模への移行及び地方債残高の抑制に努めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、公共施設等の老朽化、持続可能なまちづくりに向けた新たな課題への対応など、今後も財政健全化に向けて継続して取り組む必要があります。

② 行政サービスの負担水準の適正化

受益者負担の原則を踏まえ、「公共施設の施設使用料」「検診料」「し尿収集運搬処分手数料」「有機センターの利用者負担」「窓口証明手数料」「放課後児童クラブの負担金」「市民バス運賃」の見直しを行いました。

今後も、利用する方と利用されない方との負担の公平性の観点から、使用料・手数料等については、定期的な見直しに取り組む必要があります。

③ 公共インフラの適正な管理

本市は、合併により多くの公共施設を引き継いでおり、今後、多数の施設が更新時期を迎えることにより多額の更新費用が必要となることや、人口減少などによる施設に対する市民ニーズの変化などの課題を抱えていることから、人口減少や少子高齢化なども踏まえた、「公共施設等総合管理計画及び個別計画」を策定し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などに取り組んできました。

また、道路や橋梁についても、予防保全的な修繕や延命化などに取り組み、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、新設整備については、緊急性や重要性等を考慮したうえで取り組んできました。

今後も、公共施設の建設に当たっては、複合化・多機能化を推進するとともに、道路や橋梁については、予防保全的な修繕や延命化の取組を継続し、公共施設等の最適な配置と管理を進める必要があります。

④ 税収・税外収入の確保

新たな財源として、公共施設等を活用した広告掲載、ふるさと応援寄附金の推進等に取り組んできました。

また、「登米市公有財産利活用基本方針」に基づき、未利用財産の売り払いや貸付を推進するとともに、債権確保対策の強化として、市税や住宅使用料等の収納率向上対策にも取り組みました。

今後も、財源の掘り起こしや収納率向上に取り組む必要があります。

(2) 行政運営の効率化

① 人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

多様化・高度化する市民ニーズに対応できる柔軟で機動的かつ効率的な組織体制の構築を図るため、組織改編を行ってきました。

また、職員をより優先度の高い施策の遂行や問題解決のために振り向けるなど、行政需要の変化に対応した任用・配置を行うとともに、職員研修の充実を図り、自立行動型の職員の育成に取り組んできました。

今後も、複雑化する行政課題に対応していく上で、市民との協働によるまちづくりを進めるためには、更なる組織運営の効率化を図り、市民にとって分かりやすく親しみやすい組織体制の構築に継続して取り組む必要があります。

② スマート行政の推進

行政サービス向上を図るため、基盤となる個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進に取り組んできました。

また、AIなどの新しいデジタル技術の活用による業務の効率化を図るため、会議録作成システムの導入、生成型AIの実証実験を行いました。

加えて、ICTを活用した効率的な業務運営を推進するため、庁舎のWi-Fi化を進め、パソコンをノートパソコンへ転換することで、庁舎内での端末移動を可能とし、会議や打ち合わせのペーパーレス化を図るとともに、会議室等へ大型モニターを設置し、会議時の紙資料の削減を図りました。

今後も、新技術を活用した取組を推進し、行政サービスの向上や業務の効率化に取り組む必要があります。

③ 経費の節約、業務の効率化の推進

公用車購入経費・維持管理経費の削減を行うため、軽自動車への切り替えを進めたほか、新たに国の補助等を活用した電気自動車やプラグインハイブリット車の導入を進め、イニシャルコストや維持管理費などの経費削減を図りました。

また、公共施設等においては、LED化を進め、電力消費量や長寿命化による経費削減に取り組みました。

今後も、経費の節約に継続的に取り組む必要があります。

(3) 協働、連携による取組の推進

① 市民活動の支援によるまちづくりの推進

人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援に取り組みました。

また、市政に対する市民理解を深めるため、メール配信サービスやLINE、SNSなどの登録周知に努めたほか、市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度の活用にも努めました。

今後も、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働によるまちづくりに取り組む必要があります。

② 公民連携の推進

保育園・幼稚園の民営化を推進するとともに、施設整備に当たっては、民間の認定こども園に対する支援を行いました。

また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの民営化を検討するとともに、放課後児童クラブを全ての小学校で実施したほか、利用者負担の適正化の観点から負担金を徴収することとしました。

このほか、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上やコスト削減を図る観点から、指定管理者制度の適正な運用に努めました。今後も、民間活力を生かした市民サービスの向上に取り組む必要があります。

③ 自治体間連携の推進

みやぎ電子申請サービスの維持管理を行うとともに、市町村消防の広域化の観点から、高機能消防指令センターの共同運用を進め、共同化によるコスト削減及び人員の効率的な配置を図ることとしました。

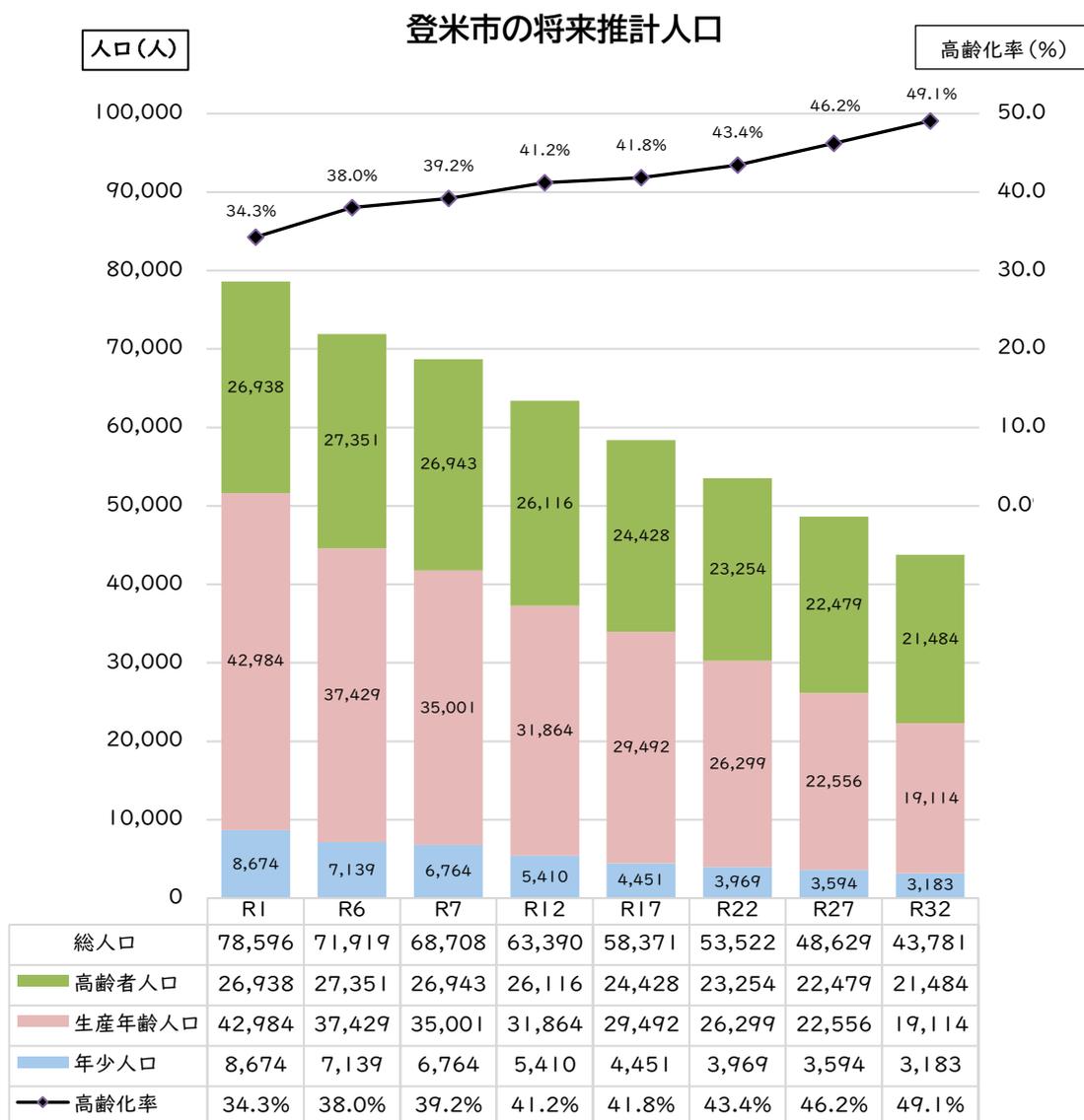
引き続き、近隣自治体等との連携に取り組む必要があります。

第5 本市を取り巻く状況

(1) 人口減少及び少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のまま人口減少が続く場合、本市の人口は、令和12年に63,390人に、令和27年には48,629人まで減少するとされており、今後、人材の確保がより困難となることが予想されます。

また、高齢化と併せて生産年齢人口が減少し、税収減と高齢化率の上昇に伴う医療・介護などの社会保障費が占める割合が高くなることが想定されます。



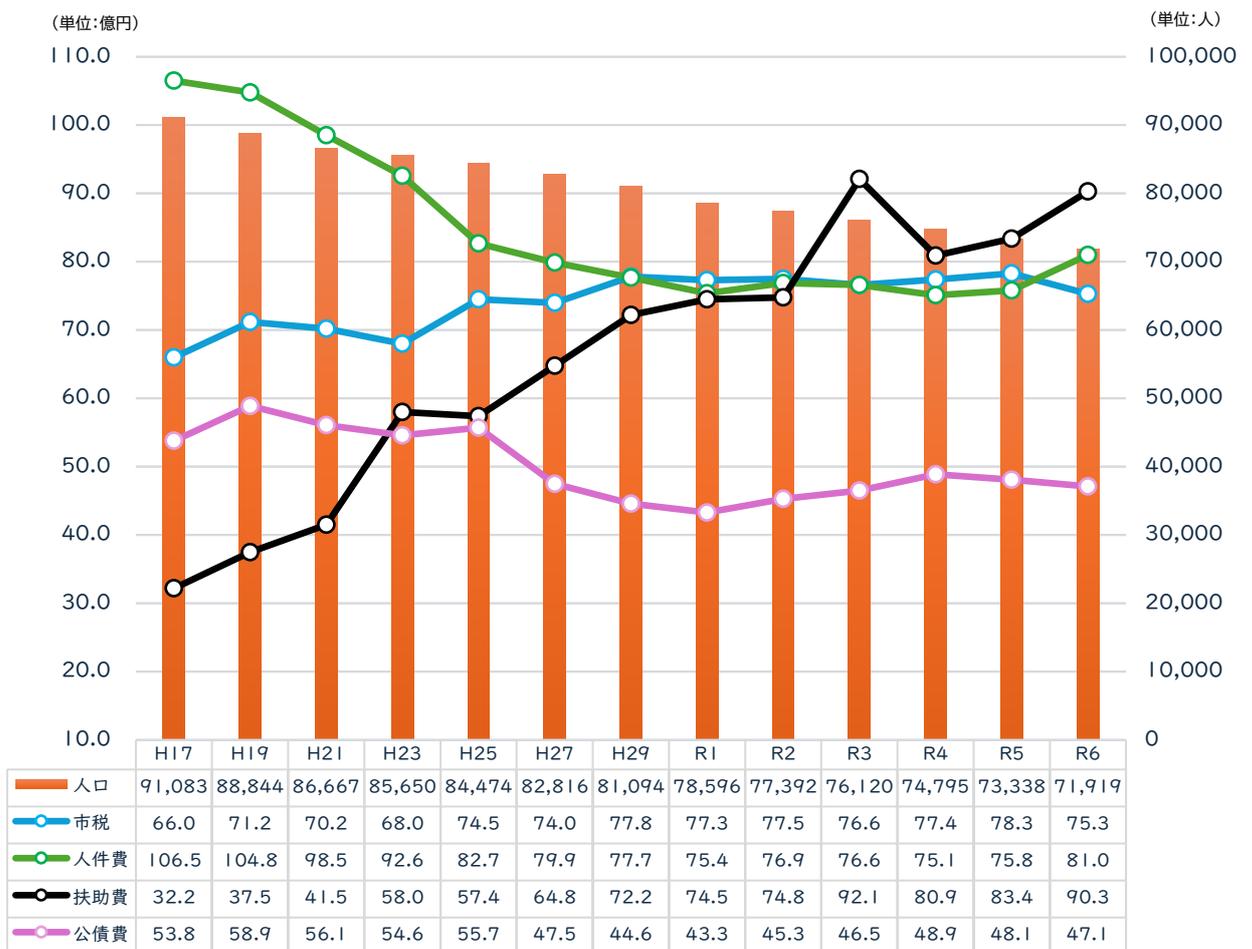
(資料：R1、R6は住民基本台帳(12月末現在)の数値、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計から作成)

(2) 人口と市税等の状況

本市の人口は、合併時と比較して1万9千人以上減少したものの、市税収入は、合併時に比べて平成29年度では10%程度上昇し、以降は横ばいの傾向にあります。

財政面を見ると、歳出の義務的経費である人件費は、行財政改革や定員適正化計画などの取組により減少した一方、扶助費は、高齢化等の影響で、合併時の2倍以上に増加しています。

人口と市税及び義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の推移

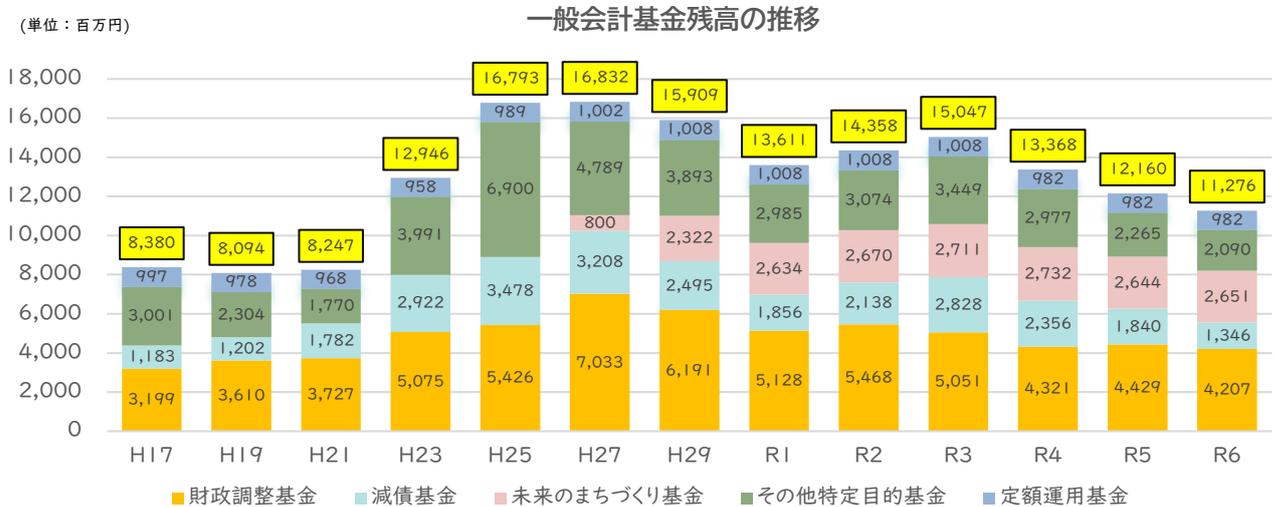


(資料：人口：住民基本台帳(各年12月末現在) 財政状況：H17～R6決算統計)

(3) 基金及び地方債残高の状況

① 基金の状況

自主財源の割合が30%に満たない本市においては、歳入の大半を国からの地方交付税等の依存財源に頼っているほか、基金残高は平成27年度をピークに減少傾向にあります。

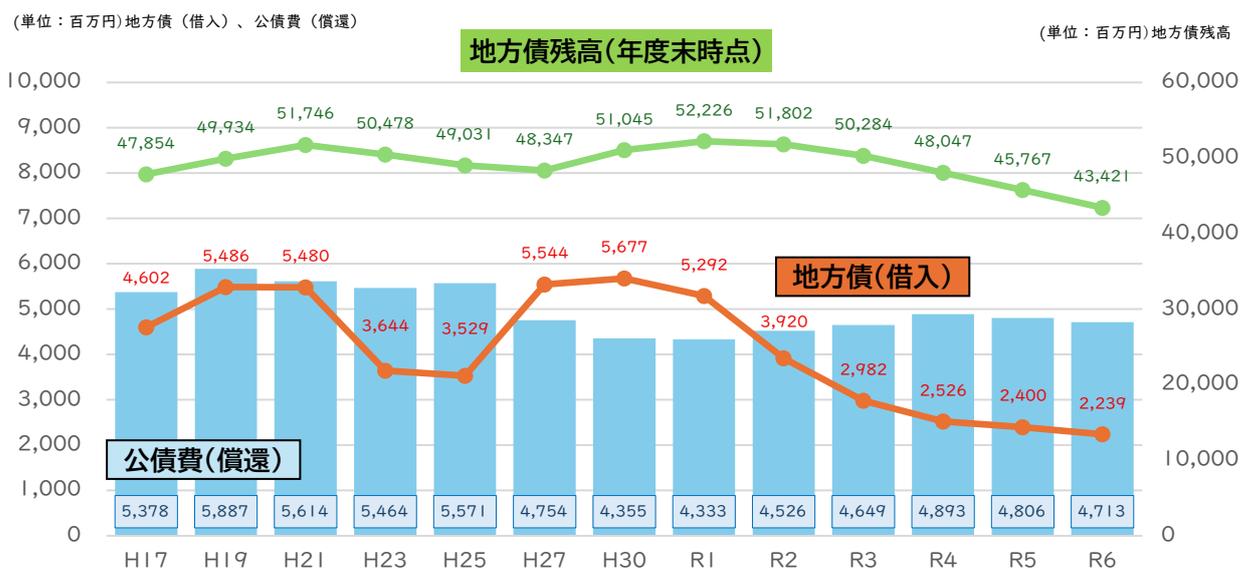


(資料：H17～R6決算に係る主要施策の成果説明書)

② 地方債残高の推移

地方債残高は、平成27年度から増加に転じていましたが、令和元年度の約522億円をピークに令和2年度以降は再び減少に転じ、令和6年度末で約434億円となっています。

これは、登米市財政健全化基本方針に基づき、地方債残高の抑制に向けた取組として、令和2年度から地方債の償還額を上回らないよう借入額を低く設定したことによるものです。



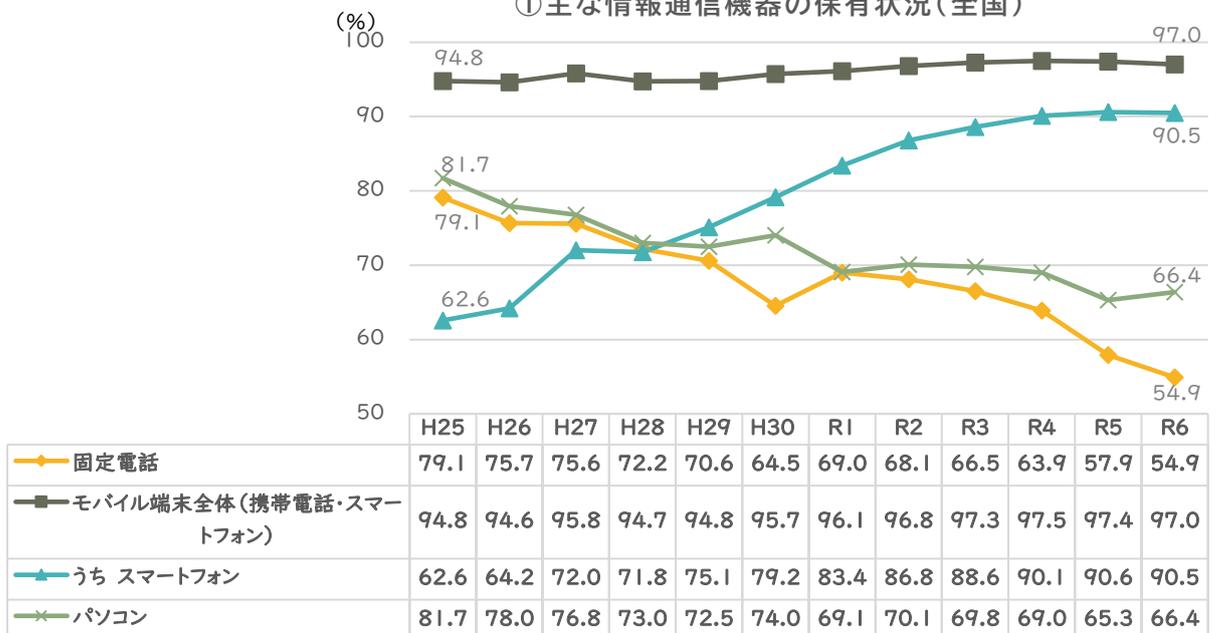
(資料：H17～R6決算統計)

(4) デジタル技術の浸透によるライフスタイルの変化

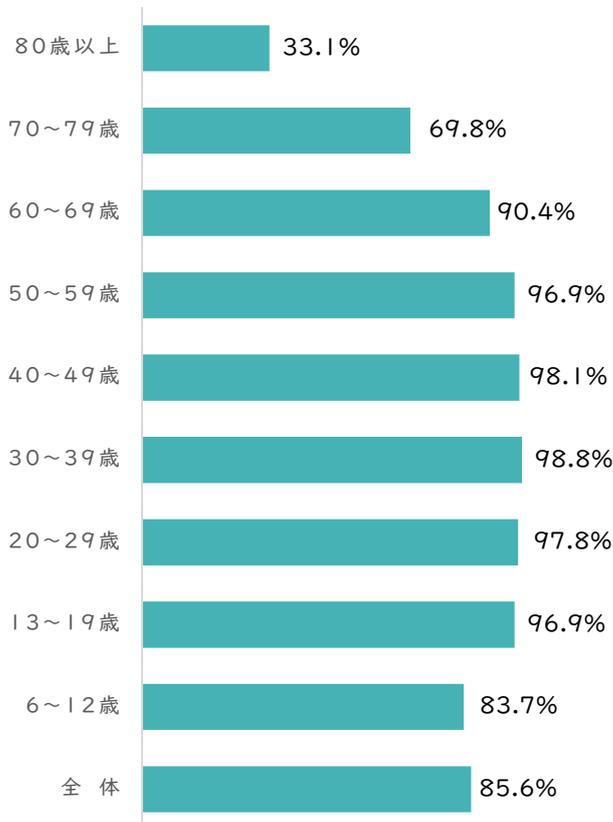
近年のデジタル技術の発展により、国民のほとんどがスマートフォンを活用して情報を収集・発信し、様々なサービスを楽しむことができる状況となっています。

今後、更にフロントヤード（行政窓口等）のデジタル化を進めるとともに、バックヤード（内部事務処理）の効率化の取組を推進していく必要があります。

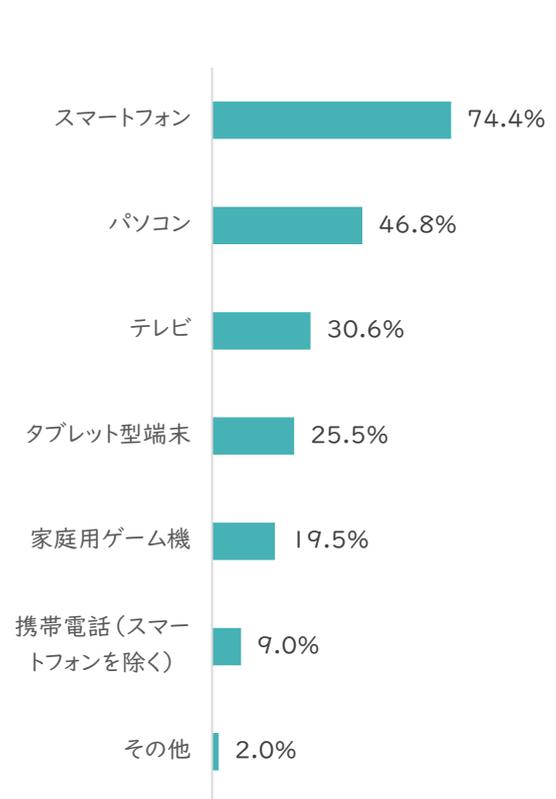
① 主な情報通信機器の保有状況（全国）



② 年齢階層別インターネット利用率（R6）



③ インターネット利用端末の種類（R6）



（総務省「令和6年通信利用動向調査」から作成）

(5) 公共施設等の状況

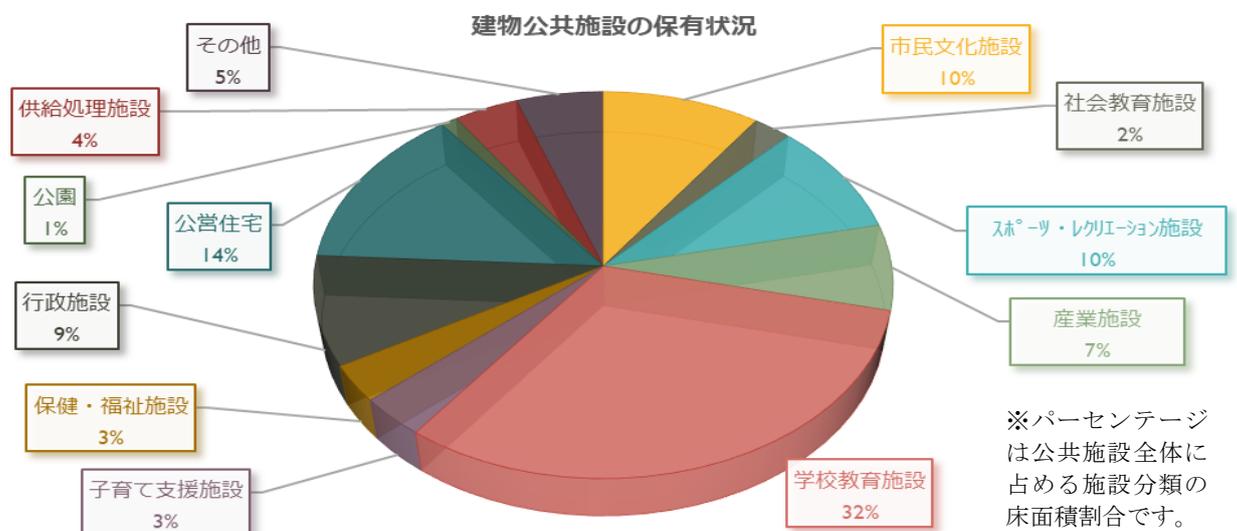
本市は、合併前に整備された多くの施設を有し、公共施設等総合管理計画における施設数は655施設であり、設置目的やサービス内容が類似する施設も多く存在しています。

今後、老朽化による建替えや大規模改修に要する費用が増大していくものと見込まれることから、公共施設等総合管理計画個別計画等に基づき、最適な配置と効果的な管理を行っていく必要があります。

建物公共施設の延床面積等の状況

分類	施設数	棟数	面積(m ²)
市民文化施設	39	83	47,725
社会教育施設	18	32	11,551
スポーツ・レクリエーション施設	56	99	46,459
産業施設	38	56	35,124
学校教育施設	39	204	155,228
子育て支援施設	24	47	16,765
保健・福祉施設	22	32	15,164
行政施設	227	252	45,037
公営住宅	73	403	67,792
公園	65	101	5,026
供給処理施設(クリーンセンター等)	5	15	19,467
その他(斎場、旧学校施設等)	49	92	26,301
合計	655	1,416	491,639

(資料：登米市公共施設等総合管理計画・令和4年3月改訂版)



(6) 脱炭素社会の実現

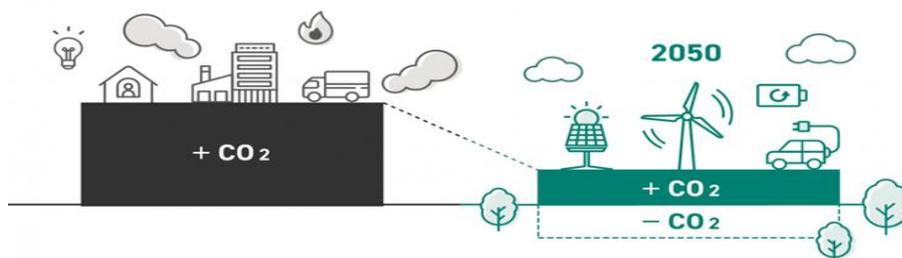
国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、脱炭素化に向けた取組を進めています。

また、本市においても、2022年に「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」ことを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、「第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる温室効果ガスの削減目標を達成するため、「省エネルギー活動の推進」や「再生可能エネルギー利用の推進」などの取組を進める必要があります。

なお、「第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画」では登米市役所の取り組むべき目標として、温室効果ガス排出量を、2013年度を基準年度として、2030年には50%削減、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの達成を設定しており、温室効果ガスの排出量削減に継続して取り組んでいく必要があります。

【カーボンニュートラルとは】

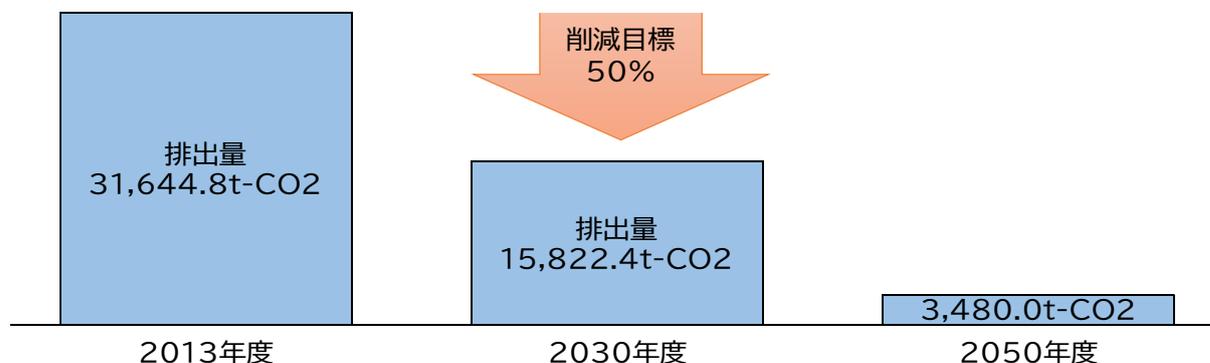
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



【登米市役所の削減目標】

年度	基準年度 2013年度	短期目標年度 2030年度	長期目標年度 2050年度
排出量(t-CO ₂)	31,644.8	15,822.4	3,480.0
削減量(t-CO ₂)	-	15,822.4	28,164.8

※2050年度の排出量については、基準年度における市全体の排出量に対する森林吸収量の割合から算定



(資料：第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画)

第6 第5次登米市行財政改革大綱の基本理念・基本方針・重点項目

1 基本理念

少子高齢化による生産年齢人口の減少や公共施設の老朽化、多様化する市民ニーズへの対応など、本市においても、引き続き多くの財政需要が見込まれます。

こうした状況の中で、財政の健全性を維持しながら、市民ニーズや社会情勢に的確に対応し、本市が将来にわたり持続的に発展していくための取組が求められています。

このため、本大綱は、第4次行財政改革大綱から継続すべき取組に加え、脱炭素社会に向けた「ゼロカーボンシティ」実現に関する取組、社会環境の変化に伴う行政需要に的確に対応した、デジタルトランスフォーメーション（DX）¹に関する取組を加えて策定します。

本大綱では「未来につなげる行財政改革 ～変革への挑戦～」を基本理念として掲げ、職員一人一人が経営感覚を持って取組を進めます。

2 基本方針

第5次行財政改革大綱を確実に実行するため、「持続可能な財政運営の推進」「効果的かつ効率的な行政運営の推進」「協働、連携による取組の推進」の3つを基本方針として行財政改革を推進します。

また、この3つの基本方針を具体化するため、重点項目を設定して改革を推進します。

(1) 持続可能な財政運営の推進

- ① 財政健全化の推進
- ② 行政サービスの負担水準の適正化
- ③ 公共インフラの適正な管理
- ④ 財源の確保

(2) 効果的かつ効率的な行政運営の推進

- ① 人口変動、社会情勢の変化に対応した行政組織の構築
- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ③ ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の推進
- ④ 業務効率化、経費の節約の推進

(3) 協働、連携による取組の推進

- ① 市民活動への支援によるまちづくりの推進
- ② 公民連携及び自治体間連携の推進

¹ デジタルトランスフォーメーション
行政サービスにおける利便性の向上や業務効率化、システムの高度化のための基盤を整えること。

3 重点項目

基本方針(1) 持続可能な財政運営の推進

財政指標等を意識し、社会経済情勢の変化に対応した健全な財政運営に、一層取り組むとともに、総合計画の実現に向けた財源の確保に努めるほか、市有財産の適正管理と有効活用により将来にわたって持続可能な財政運営を目指します。

① 財政健全化の推進

○ 財政指標等に基づく健全な財政運営

健全な財政運営を維持していくことは、未来に向けたまちづくりにとって必要不可欠であることから、市民目線に立った創意と工夫により、「最小の経費で最大の効果」が挙げられるよう、財政運営に取り組みます。

今後も、少子高齢化や人口減少の影響などにより、市税収入や普通交付税は大きな伸びが見込めない中、歳出では、老朽化した公共施設の維持補修費の増額に加え、社会保障関係経費や物価高騰による経費の増加、新たな課題への対応などが見込まれることから、地方債残高の抑制に向けた取組を推進するとともに、効果的な行財政運営の構築と実行に努めていきます。

○ 市単独事業の適正化

所期の目的を達成した事業や効果の薄い事業については、縮小や廃止を検討するとともに、引き続き見直しを進めます。

○ 公営企業等の経営健全化

下水道事業、病院事業への基準外の繰出金は財政的に負担が大きくなっていることから、効率的な経営に努め、事業の健全化を引き続き進め、基準外の繰出金の縮減を図ります。

また、第三セクター等¹についても、事業の状況等について、指導・監督しながら、完全民営化に向けて取り組みます。

② 行政サービスの負担水準の適正化

○ 公共施設の使用料・手数料の適正化

公の施設の使用料・手数料及び減免制度については、受益者負担の原則の下、定期的なコストの再計算による使用料・手数料等の適正化に引き続き取り組みます。

¹ 第三セクター等
市が出資又は出捐する法人

○ 行政サービスの維持に係る負担の適正化

「検診料」「し尿収集運搬処分手数料」「有機センター使用料」「窓口証明手数料」「放課後児童クラブ負担金」「市民バス運賃」などについては、令和6年度までに見直しを実施したところですが、持続的なサービスの提供を図る観点から、その他の使用料・手数料を含めて負担割合について検証に取り組みます。

③ 公共インフラの適正な管理

○ 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設については、公共施設等総合管理計画個別計画の下で公共施設等の最適な配置と管理を推進することとしており、平成27年度を基準年として、令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の縮減を図ることを目標としています。

このことから、目標達成に向けた個別計画の着実な推進に努めます。

また、公共施設の整備に当たっては、効率的かつ効果的な活用ができるよう、原則、複合化、多機能化を検討することとします。

なお、新たな公共施設の整備に当たっては、総工費における一般財源だけでなく、その後に見込まれる毎年の地方債の償還額、維持費用、修繕費、解体費を基に検討を行うことのルール化（費用総額の見える化）に取り組みます。

○ 社会インフラの適正な管理

老朽化が進む道路、橋梁については、計画的な修繕、長寿命化を図るとともに、予防保全に取り組みます。

また、新たに整備する社会インフラについては、特定財源を最大限活用することとします。

④ 財源の確保

○ 債権確保策の強化

納税意識の高揚、口座振替を含めたキャッシュレス納付の更なる推進、職員のスキルアップ等により、市税・使用料等の滞納額縮減、収納額向上に取り組みます。

○ 財源の創出

新規立地による税収増加を図るため、企業誘致を進めるほか、ふるさと応援寄附金については、更なる増額を目指して取組を進め、地方創生応援

税制（企業版ふるさと納税）¹、ガバメントクラウドファンディング²などにも積極的に取り組みます。

また、広報紙、ホームページ、バス停への広告掲載に加え、公共施設へのネーミングライツパートナーの拡大など、公共施設等を活用した税外収入の確保を進めるとともに、国・県等の補助制度の把握や活用に取り組みます。

さらに、本市が保有する各種の基金を一体的に、確実かつ効率的に運用し、運用益の増加を図ります。

○ 未利用財産の売却等

今後利用する見込みのない未利用財産となっている土地や建物等の資産については売却や貸付を推進します。

基本方針(2) 効果的かつ効率的な行政運営の推進

人工知能（A I）などに代表されるデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（D X）に取り組み、行政サービスの向上や業務の自動化・省力化を図ります。

また、ペーパーレス化を推進し、行政内部事務の効率化による生産性の向上やコスト削減に取り組むほか、業務プロセスの見直しなどによる事務改善に取り組み、限りある行政資源の効率的かつ重点的な配分を目指します。

加えて、温室効果ガス排出量削減の取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

① 人口変動、社会情勢の変化に対応した行政組織の構築

○ 行政組織の効率化

類似業務の整理・統合、将来の人口変動や社会情勢を見据えた事業の選択と集中をより一層推進するとともに、市民と行政の役割を明確にし、行政組織の効率化を進めます。

○ 職員の育成

職員研修の一層の充実を図り、限られた人員であっても多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めます。

¹ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みのこと。

² ガバメントクラウドファンディング

地方自治体や政府が、インターネット上で実施事業やプロジェクトを具体的に示し、共感した人から寄附を募る仕組みのこと。

また、職員の政策立案能力や、自覚と責任を持って施策を遂行できる業務遂行能力の向上を図るとともに、職員の能力を引き出し、意識を高めるための取組を推進します。

② デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

○ 行政デジタル化の推進

行政窓口のデジタル化や行政手続のオンライン化を進め、行政サービスの向上を図ります。

また、健康保険証や運転免許証との一体化が進められているマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであり、保有率向上に向けて利用シーンの拡大を推進するとともに、デジタル化を進める上で、デジタル技術の恩恵を受けることができる方と受けることが難しい方との間に生じる情報通信格差(デジタルディバイド)¹への対策が重要であることから、スマートフォン教室の開催などに取り組みます。

○ ペーパーレス化の推進

ペーパーレス化は、DX推進の第一歩であり、電子データを前提とした業務プロセスの見直しや手続のオンライン化等を円滑に進められるほか、紙資源の節約、文書保管場所のコスト削減を図ることができます。

このため、個々の行政事務について、可能なものからペーパーレス化を進めるとともに、職員が使用するパソコンのノート型への完全移行や文書電子決裁システムの整備などに取り組みます。

○ AI、RPA等の導入の促進

限られた行政資源の中で、持続可能な行政サービスを提供していくためには、定型的な作業をAIやRPA²などのデジタル技術を活用して、自動化するなどの業務効率化を進める必要があります。

国においてもデジタル化を進めるに当たって、デジタル技術の投入に合わせた業務プロセスの見直しが推奨されていることから、生成AI、AIチャットボット、AI-OCR、RPA等の有効活用に取り組みます。

¹ デジタルディバイド

デジタルディバイド(digital divide)とは、インターネットやコンピュータなどの情報通信技術(ICT)へのアクセスや利用の程度によって生じる社会的な格差

² RPA

「Robotics Process Automation」の略。ソフトウェアロボットが事前に作成したシナリオに基づきプログラムを実行する仕組みのこと。

③ ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の推進

○ 温室効果ガスの排出量削減の推進

本市では、地球温暖化対策のため、「第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる省エネルギー活動や再生可能エネルギー利用などに市民、事業者、行政の一体的な取組を推進し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指します。

行政の取組として、公共施設における照明灯のLED化、太陽光発電等の設置、再生可能エネルギーの導入支援、公用車への低公害車の導入に引き続き取り組むほか、森林環境譲与税を活用した森林整備やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB化）¹に取り組み、温室効果ガスの排出量削減を図ります。

④ 業務効率化、経費の節約の推進

○ 業務の効率化による経費の節約等

共通物品（消耗品）の一元的な購入などによる経費の削減に取り組みます。

基本方針(3) 協働、連携による取組の推進

人口減少や少子高齢化が益々進行する中、市民ニーズは多様化、高度化しており、行政単独で全ての課題解決を図ることは困難であり、市民や市民活動団体、企業、NPOなどの多様な主体が、それぞれの持つ知識や経験を活かしながら、単独では成し得なかった地域課題の解決に向けて連携・協力して取り組み、ともに地域を支えていく協働によるまちづくりの推進を目指します。

また、民間のアイデアやノウハウを活用することで利用者サービスの向上に繋がるよう、民間及び近隣自治体との連携に取り組みます。

① 市民活動への支援によるまちづくりの推進

○ 地域の担い手の育成

地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決めるという自治の考えの下、地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、コミュニティ組織、公益的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の発展が必要であり、コミュニティ組織へ集落支援員を配置し、地域の課題解決や地域特性を活かした地域づくりに取り組みます。

また、「とめ市民活動プラザ」と連携し、コミュニティ組織やNPO法人、市民活動団体の市民活動及び地域づくり活動の活性化を図ります。

¹ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB化）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

○ 市政への市民参加の促進

市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備と、より多くの市民の意見がまちづくりに反映される取組、市政情報の公開や広報・広聴活動、市民意向調査を推進し、市民との市政情報の共有を図るとともに、市長へのメールや提言箱、パブリックコメント等を通じて、市民参加によるまちづくりに取り組みます。

また、出張市役所、市政情報の公開、広報紙、ホームページ、メール発信、コミュニティFM放送やSNS等を活用して、市民との情報共有を図ります。

② 公民連携及び自治体間連携の推進

○ 民間委託・民営化の推進

市が担ってきた行政サービスを民間事業者が提供することにより、サービスの向上や経費の節減に繋がる場合は、業務のチェック体制を確保しながら、積極的に民間活力の活用を推進します。

○ 事業の共同実施・広域連携の推進

近隣自治体と連携することで、住民の利便性向上、経費の削減、事業の効率化が期待できることから、共同化、施設の共同運用などについて検討します。

第7 第5次登米市行財政改革大綱の進め方

1 推進体制と進捗管理

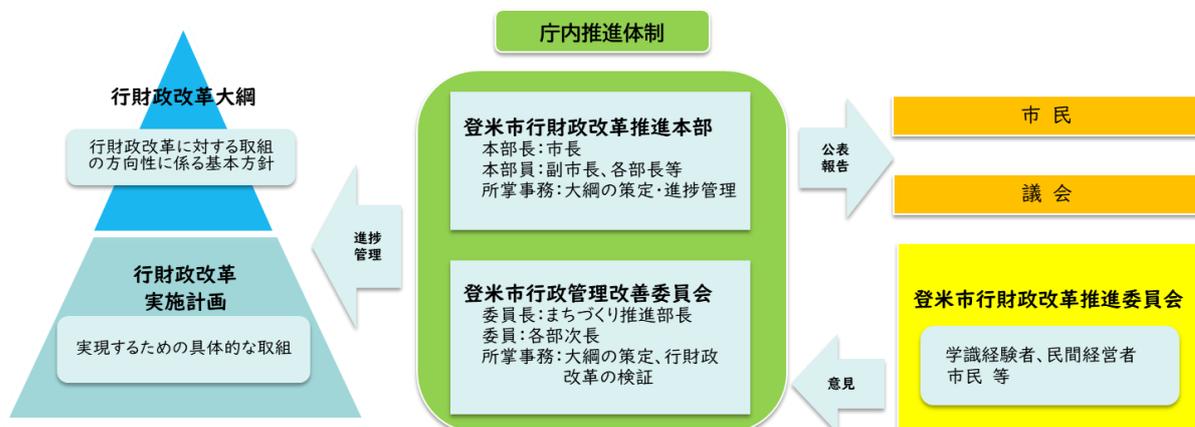
(1) 推進体制

- ① 行財政改革の推進に当たっては、職員一人一人が経営感覚を持ち、全職員が一丸となって改革を推進します。
- ② 市長を本部長とする「行財政改革推進本部」及び関係次長等で組織する「行政管理改善委員会」において、効率的な運営を図ります。
- ③ 識見を有する方等による「行財政改革推進委員会」において、様々な視点から意見や助言をいただきます。

(2) 進捗管理

- ① 第5次登米市行財政改革大綱の実効性を確保するために、取組項目ごとに実施計画（実行プログラム）を策定し、達成すべき目標や目標値及び期間や期限を定め、毎年度PDCAサイクルによる進捗管理を実施します。
- ② 進捗状況については、市議会をはじめ広く市民に対して、広報紙やホームページ等を通じて公表します。

【行財政改革大綱に基づく実施計画策定後の推進体制】



2 体系図

